

お客さま各位

岐阜商工信用組合

暴力団等排除条項の追加に伴う預金規定等の改正について

平素は当組合をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

さて、私ども岐阜商工信用組合では、平成22年4月1日(木)より、普通預金規定等、平成22年9月1日(水)より、定期預金規定等、平成22年10月1日(金)より、貸金庫規定および国債振替決済口座管理規定に暴力団等の反社会的勢力を排除する条項を追加しました。

さらに、平成23年10月3日(月)より、当座勘定規定、平成26年12月1日(月)より、預金規定等、平成28年1月25日(月)より、国債振替決済口座管理規定、平成28年2月3日(水)より貸金庫規定の暴力団等の反社会的勢力を排除する条項を一部改正しました。

記

改正内容(平成23年10月3日、平成26年12月1日、平成28年1月25日、平成28年2月3日改正)

(1) 反社会勢力の属性要件の明確化

- ① 反社会勢力の属性の一層の明確化を図るため、要件を追加しました。
- ② 暴力団でなくなった時から5年を経過しない者を属性要件に追加しました。

(2) 改正した規定

- ① 当座勘定規定
- ② 普通預金規定集
- ③ 総合口座規定集
- ④ 貯蓄預金規定集
- ⑤ 納税準備預金規定集
- ⑥ 無利息型普通預金規定
- ⑦ 総合口座規定(無利息型普通預金)
- ⑧ 通知預金規定集
- ⑨ 定期預金規定集(通帳式)
- ⑩ 自由金利型定期預金規定集(大口定期)
- ⑪ 自由金利型定期預金(M型)規定集(スーパー定期)
- ⑫ 変動金利定期預金規定集
- ⑬ 期日指定定期預金規定集
- ⑭ 財形定期預金規定集
- ⑮ 定期積金規定集
- ⑯ 貸金庫規定
- ⑰ 国債振替決済口座管理規定

改正後の新規定がご入用の場合は、窓口までご請求ください。

以上
(2016.02.03)